

西東京市
第2期
文化芸術振興計画

概要版

平成 31 (2019) 年 3 月
西東京市

1 第2期文化芸術振興計画の目的

西東京市においては、平成21年に制定した「西東京市文化芸術振興条例(以下『文化芸術振興条例』という。)」を基に、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「西東京市文化芸術振興計画(以下「第1期計画」という。)」(平成24~30年度)を策定し、7年間取り組んできました。

本計画では、第1期計画の実績を踏まえ、地域において文化芸術を振興することでもたらされる効果を意識し、全庁的な戦略の基軸として進めている「健康」応援都市の実現や、「地域共生社会」、「地域への愛着」の形成、「地域の活性化」に対する効果を意識しながら文化芸術に関する施策を推進していきます。

2 第2期文化芸術振興計画の目指すべき姿

第1期計画で示している目指すべき姿「市民一人ひとりが文化芸術を享受・創造・発信できる 文化的香りあふれるまち」は、文化芸術振興条例の基本理念を踏まえたものであり、「西東京市第2期文化芸術振興計画(以下『第2期計画』といいます。)においてもこれを踏襲します。

さらに、市が重要政策として推進している方向性や課題、市民ニーズに対して文化芸術がどのように寄与するかを考え、その効果を市民や地域が広く享受できることを目指します。

目指すべき姿と複合的に生み出される効果を結びつけながら推進していくとともに、市民や活動団体、民間事業者など各主体の連携を強めることで、4つの効果を地域に広めていきます。

目指すべき姿

市民一人ひとりが文化芸術を享受・創造・発信できる 文化的香りあふれるまち

目指すべき姿に併せて複合的に生み出される効果

文化芸術に触れることは=自ら学ぶこと、感じること、楽しむことが**心身の健康**につながっている

文化芸術を通じて地域を知り、関わり、参加することが**地域への愛着**につながっている

文化芸術に触れることで多様性に対する寛容さが高まり、**共生社会の実現**につながっている

文化芸術を通じて人と人のつながりが生まれ、**地域が活性化**している

3 計画の期間

第2期計画は、市の全ての計画の基本となる基本構想・基本計画の期間と整合を図るため、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間を計画期間とします。

4 文化芸術振興の背景

国の動向 「文化芸術基本法」等の改正により、取り上げられている視点

- ◆「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
- ◆観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携
- ◆文化資源の活用・情報発信の強化や修理・美装化による観光資源としての質の向上 など

市の文化芸術に関わる主な課題

1 市民に身近な鑑賞機会のあり方

文化芸術に親しむきっかけづくりなど、鑑賞機会の提供のあり方を検討する必要があります。

2 文化芸術の担い手を広げる取組の推進

活動者はもとより、鑑賞者やボランティア、支援者なども含め、地域の文化芸術の担い手として育成していく必要があります。

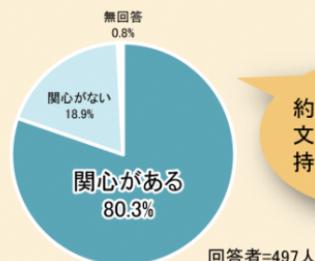
3 文化芸術を通したまちづくりへの展開

文化芸術が地域や市民にもたらす多様な効果を共有していくことにより、文化芸術振興の役割を市民に広げ、まちに展開するための素地をつくっていく必要があります。

【文化芸術に関するアンケート調査】

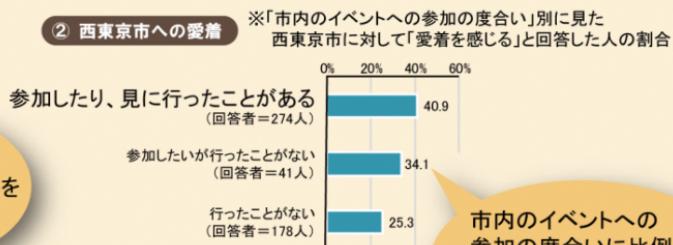
アンケート調査は、西東京市文化芸術振興計画の改定のため、市民の文化芸術への関心や文化的な体験、活動の実態、西東京市の文化的な環境に対する考え方などを把握することを目的に実施しました。

① 文化芸術への関心



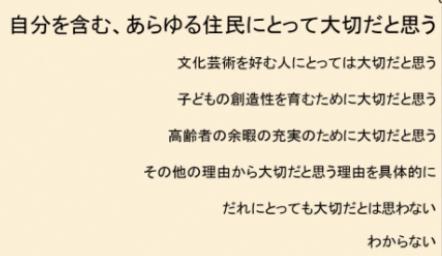
約8割の市民が文化芸術に関心を持っています。

② 西東京市への愛着



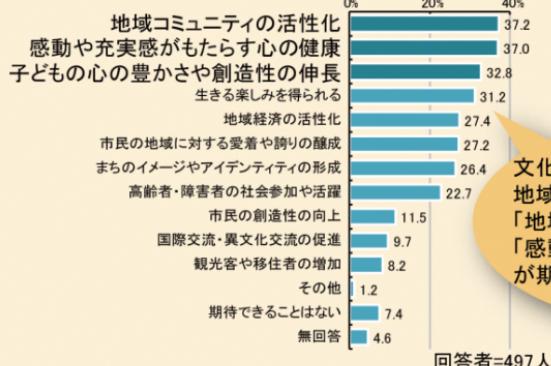
市内のイベントへの参加の度合いに比例して、愛着を感じる割合が多くなっています。

③ 住むまちにおける文化芸術活動の大切さ



自分が住むまちで身边に文化芸術を体験できることは、自分を含む、あらゆる住民にとって大切だと思う市民が多くなっています。

④ 文化芸術振興に期待する効果



文化芸術を活発にすることにより、地域や市民にもたらされる効果として、「地域コミュニティの活性化」、「感動や充実感がもたらす心の健康」が期待されています。

⑤ 文化芸術活動をより活発にするために力を入れること



※①②④⑤…無作為抽出の市民1,000人に対する郵送調査を実施し、497人が回答
③…インターネットによるウェブモニター調査を実施し、423人が回答
(文化に関心のある層214人、関心のない層209人)

5 文化芸術振興施策の体系

べき姿
目指す

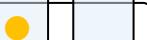
目指すべき姿に併せて複合的に生み出される効果との関係 ▶

市民一人ひとりが文化芸術を享受・創造・発信できる
文化の香りあふれるまち



基本方針1 参加のきっかけづくり

施策1 ライフステージ等に合わせた文化芸術活動の提供



施策2 気軽に文化芸術に親しむことができる機会づくり



施策3 子どもが文化芸術に出会うきっかけづくり

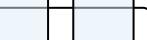
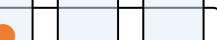


施策4 市民に届く効果的な文化情報の提供



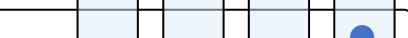
基本方針2 市民が活動しやすい環境づくり

施策1 文化芸術を身近にする活動場所の確保

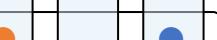


基本方針3 文化芸術を担う人づくり

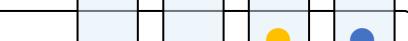
施策1 自立的な文化芸術活動の推進



施策2 次代の文化芸術を担う人づくり



施策3 文化芸術を支える人材の育成と活用



施策4 多彩な文化芸術の担い手を広げる取組の推進



基本方針4 伝統文化等の継承

施策1 文化財の保存・継承と活用

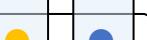
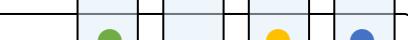


施策2 地域の特色となる文化芸術の形成

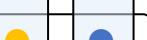
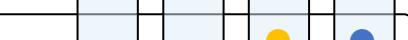


基本方針5 交流による活動の拡大・活性化

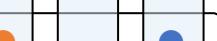
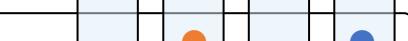
施策1 障害者や外国人など多様性への理解と交流の促進



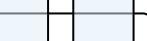
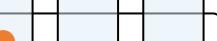
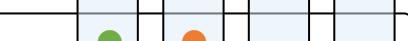
施策2 他分野と結びつけた文化芸術活動・交流の促進



施策3 多様な担い手の連携によるまちづくりへの促進

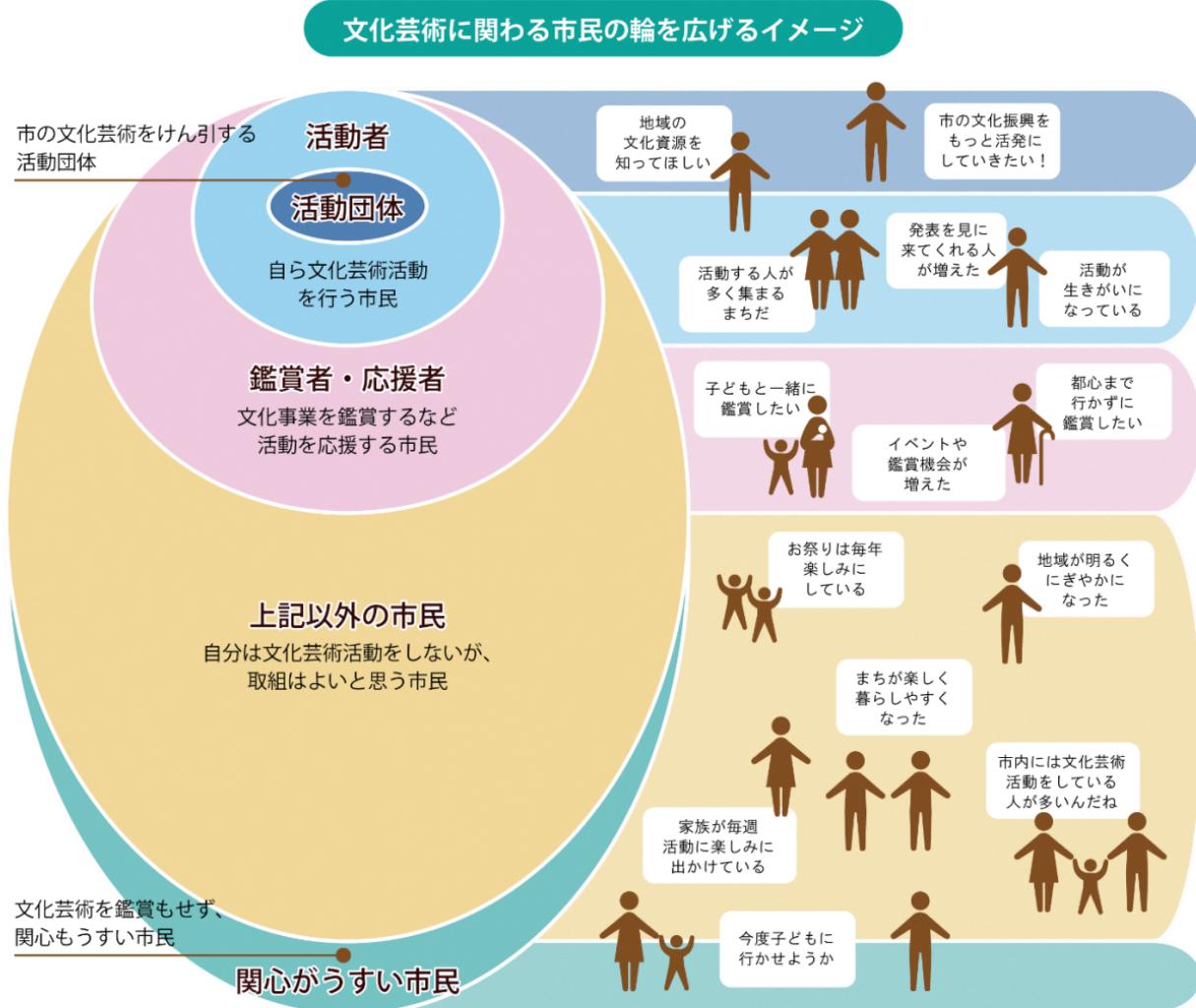


施策4 近隣市や姉妹都市・友好都市との交流



6 文化芸術の担い手

第2期計画においては、活動団体など、活動者が中心的な文化芸術活動の担い手となることはもとより、文化芸術に関わる全ての市民が文化芸術の担い手であると捉えます。全ての市民の文化芸術に対する関わり方が少しづつ変化することにより市全体の文化芸術の推進を目指します。



文化芸術を通じて様々な関わりが生まれます。

演奏や制作などを行うことで「活動者」は作品を提供し、「鑑賞者」はその作品を見たり、聴いたり、味わったりすることで活動者の発表を支えます。その他、活動を直接支援するボランティアなどの「応援者」や地域の文化芸術振興をけん引する「活動団体」がいます。

また、自ら積極的に文化芸術活動を実施しない場合も、活動団体が参加するイベントに足を運ぶ、または地域の取組を見守る「上記以外の市民」や「関心がうすい市民」も含めて、相互に文化芸術を支え合う《市民の輪》を広げていきます。



西東京市マスコットキャラクター
「いこいーな」©シンエイ／西東京市

7 文化芸術振興に向けた施策の展開

基本方針1 参加のきっかけづくり

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 1 ライフステージ等に合わせた文化芸術活動の提供 | 2 気軽に文化芸術に親しむことができる機会づくり |
| 3 子どもが文化芸術に出会うきっかけづくり | 4 市民に届く効果的な文化情報の提供 |

- 各人が生涯を通じて文化芸術に親しむことができるよう、身近なものから質の高いものまで、ライフステージを考慮した様々な世代に対する文化芸術活動の機会を提供します。
- 子どもたちの豊かな創造力や思考力、コミュニケーション能力などを養うため、子どもたちが地域の文化施設や学校などで質の高い多彩な文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- 年齢等に応じた様々な情報媒体の活用や市民がアクセスする時や機会を狙った発信など、計画的な情報発信をしていく必要があります。

〈取組例〉

- 親子を対象とした鑑賞会
- 高齢者を対象とした公演、高齢者大学での文化芸術活動
- 文化施設のホールなどの既定の場所以外で気軽に楽しめる鑑賞機会の提供
- 保谷こもれびホールにおける活動団体との共催事業
- 地域の文化資源学習、文化施設による学校へのアウトリーチ事業
- 文化施設やイベント、市民活動の情報の集約と発信 など



保谷こもれびホールによる
小学校へのアウトリーチ事業

基本方針2 市民が活動しやすい環境づくり

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 文化芸術を身近にする活動場所の確保 | 2 市民の文化芸術活動を支える環境づくり |
|---------------------|----------------------|

- 広場や商店街など、市民が日常的に親しむ場所であるまちなかの様々な施設や場を活用したイベントや展示等を検討します。
- 文化芸術振興の拠点である文化施設については、中長期的な視点を含めて、市民のニーズや地域の実情に合わせた計画的な環境づくりが必要となります。

〈取組例〉

- 福祉施設、商店街、空き地、社寺などを活用したイベントやギャラリー等多様な参加の機会を得られる場所の確保
- 市民交流施設における文化芸術活動の推進
- 文化施設利用者懇談会等による市民意見の把握 など



保谷こもれびホール メインホール

基本方針3 文化芸術を担う人づくり

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1 自立的な文化芸術活動の推進 | 2 次代の文化芸術を担う人づくり |
| 3 文化芸術を支える人材の育成と活用 | 4 多彩な文化芸術の担い手を広げる取組の推進 |

- 自立的な文化芸術活動を推進するため、活動団体等の活動の下支えとなる発表やPR等の機会提供、広報等の支援を行うとともに、活動団体が振興施策における活動団体の役割について理解し、共有することで、協働を推進します。
- 地域に根付いた文化芸術活動を推進することにより、地域の文化芸術の担い手が豊かになっていくとともに、地域の将来の文化芸術の担い手へつながっていくと考えられます。
- 市内の文化イベントや保谷こもれびホールで取り組んでいる市民ボランティア活動を継続するとともに、参加しやすい仕組みづくり、活躍するための機会づくりなどを通じて、市民同士の文化芸術活動の活性化を図ります。
- 商店街や自治会・町内会などによる場所や機会の提供、活動団体との連携など、地域の人々が文化芸術に関わっていくことによって担い手を広げます。

〈取組例〉

- 保谷こもれびホールによる活動団体の自主企画や運営についてのアドバイス
- 地域ゆかりのアーティストなどと連携した企画の実施
- 子どもを対象とした入門講座やワークショップの実施
- ボランティアの登録制度と運用の仕組みづくり
- 文化芸術を活用した地域の活性化等の事業の実施 など



ボランティアによる活動の様子

基本方針4 伝統文化等の継承

1 文化財の保存・継承と活用

2 地域の特色となる文化芸術の形成

- 市内の有形・無形の文化財を次代に継承していくため、適切に維持・管理を行うとともに、地域の文化財や歴史的資料の情報提供や活用を推進します。
- 市民に愛される地域の特徴的な文化資源を、地域の文化として発掘・共有する取組を推進します。

〈取組例〉

- インターネットを活用した地域の文化財、文化資源のアーカイブの充実と活用
- 文化財を活用したイベント等の開催
- 地域性や歴史的な面白さがある文化資源の発掘
- 市民が愛着のある市内の景観などを切り取る写真コンクールの実施 など



どんど焼き

基本方針5 交流による活動の拡大・活性化

1 障害者や外国人など多様性への理解と交流の促進 2 他分野と結びつけた文化芸術活動・交流の促進

3 多様な担い手の連携によるまちづくりへの促進 4 近隣市や姉妹都市・友好都市との交流

- 障害者や外国人などの地域社会への参加の機会をつくるとともに、市民が多様性を認め合うための意識啓発、価値観の醸成を図ります。
- 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野との連携による事業を実施することで、他分野をきっかけに文化芸術以外に関心のある層を呼び込むことが期待できるため、地域との関わりや社会貢献などを通じて文化芸術活動の広がりを図ります。
- 商店街や自治会・町内会など、周囲の協力を求める事により、活動の見える化を図ります。民間事業者や大学等と連携することで、技術の向上や活動の活性化、新たな視点の導入を図ります。
- 近隣市や姉妹都市・友好都市などと多面的な交流を図り、互いの地域資源や魅力を活用することにより、市民が体験できる場や機会が豊かになることが期待されます。

〈取組例〉

- 障害者アートイベント、多文化共生・国際交流事業の実施
- 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野の推進施策と結びつけた活動・発信の場の拡大
- 地域での各イベントを実施する際の主体間連携の促進
- 教育機関との情報を交えた交流
- 多摩六都フェアの開催(文化芸術イベントの実施)
- 姉妹都市・友好都市と連携した文化事業 など



外国人日本語スピーチコンテスト

8 計画の推進に向けて

文化芸術に関する情報発信は、西東京市の文化芸術の方向性を市民に示すとともに、市民の文化芸術活動のきっかけや活動継続等を支える重要なツールでもあります。各取組の対象となる市民に情報が届き、市民と文化芸術活動を結びつけることができるよう、計画的に推進します。

9 各主体の役割

計画の推進にあたっては、市民、活動団体、教育機関、民間事業者等、市などがそれぞれ主体的に文化芸術活動やその推進に取り組むとともに、各主体に求められる役割や連携を強化していくことが必要です。

(1) 市民

- 文化芸術の効果を認識し、共感する
- 文化芸術の担い手として、振興を支える多様な役割を担う、地域文化の主役である
- 文化芸術に関する取組を理解・尊重し、活動者や鑑賞者・応援者あるいは、それを見守る市民として努める

(2) 活動団体

- 文化芸術の活動を始めるきっかけづくりや活動の継続に貢献する
- 市民の能動的な文化芸術活動を支える
- 身近な文化芸術活動の担い手として、市民に分かりやすく市民に文化芸術の楽しさを伝える
- 地域のイメージ向上、にぎわいづくりを行う

(3) 教育機関

- 子どもたちの豊かな感性を育む場づくりを行う
- 家庭や地域と協働で取り組む
- 市や国などが行う文化芸術に触れる機会や情報を子どもたちに積極的に提供する
- 近隣大学は、一般向けの生涯学習講座など知的資源を提供することで市民の向学心を増進させることが期待される

(4) 民間事業者等

- 文化芸術に関する事業への協賛、地域のイベントの支援をする
- 人が集まる施設やスペースを持つ民間事業者はコンサートや壁面ギャラリーなどを実施する
- 商店街などによる文化的なにぎわいづくりを行う
- まちのイメージづくりを行う

(5) 市

- 文化芸術に関する施策の総合的な計画策定及び推進、管理を行う
- 文化施設等の環境整備を行う
- 人や活動団体、民間事業者等各主体のつなぎ役となる
- 多様で魅力的な鑑賞機会や体験の場を提供する
- 文化施設は市民の文化芸術活動を支える受け皿として、鑑賞・体験機会の提供と情報発信を強化する
- 積極的に活動をしている市民、活動団体を支援する

西東京市 生活文化スポーツ部文化振興課

〒202-8555 東京都西東京市中町 1-5-1

電話:042-438-4040 FAX:042-438-2021